

株式会社メモリアルアートの大野屋

特別な休暇制度活用事例

- 出産休暇
- 年次有給休暇の拡充



ポイント1

男性社員が
出産に協力できるよう
出産休暇を制度化

ポイント2

途中入社の方が
安心して働けるよう
年次有給休暇を拡充



社内の声と、社外からの情報を収集し、社員とその家族を幸せにする休暇を導入

株式会社メモリアルアートの大野屋は、「こころの豊かさ、こころのやすらぎ」を経営の根本理念に、お墓やお葬式、お仏壇などに関する、あらゆるご要望にお応えするメモリアル事業の専門企業です。東京・新宿に本店を置き、全国29の営業所・店舗で、地元へ密着した事業展開を行っています。

経営理念の一つに「社員とその家族の幸福を社員と共に実現する会社づくり」を掲げており、社員とその家族を幸せにする休暇制度づくりに力を注いでいます。総務部の天野淳子さんに、休暇制度への取り組みについて伺いました。

法人概要

[設立] 1939年
[事業内容] 墓所・墓石の販売、墓所造営、
葬祭業、仏壇・仏具の販売、保険

[従業員数] 326名(2016年8月現在)

[年次有給休暇の取得率] 34.9% (2015年度実績)

[年間休日数] 109日

[URL] <http://www.ohnoya.co.jp/>

家族のきずなが深まる制度を導入

当社は、24時間365日体制で事業を行っているため、完全シフト制を採用しています。一見大変そうに思えるかもしれませんが、社員の勤務日や勤務時間の希望に沿えるというメリットがあります。例えば、共働きなら、パートナーと休日を合わせることもできますし、また勤務時間をずらして交代で子どもの世話をすることも可能です。

これと同様に、家族のためになると考えて導入したのが、配偶者が出産するときに、2日間の休暇を取得できる「出産休暇」という特別な休暇制度です。この休暇は有給で、事情により、会社が認めた日数を追加することも可能になっています。配偶者の出産を夫が見守ることで、家族のきずながさらに深まると考えています。しかし、2015年までこの制度の利用実績はゼロでした。2016年の5月、営業所長が初めて「出産休暇」を取得しました。これがきっかけで、男性社員が気兼ねなく、休暇を取得する雰囲気醸成されていくことを期待しています。

参加型の勉強会などで社外情報を収集

休暇制度を充実させるためには、今、何が望まれているのか、社内の意見を聞くことが重要です。私も、機会を見つけてはいろいろな立場の社員に意見を聞いています。

加えて、他社ではどのような制度を導入しているのかといった情報を得ることも必要と考えています。そこで、ディスカッションもできる参加型の社外勉強会などで情報収集に努めています。一方的に講演を聞くのではなく、他社の方々と話すことで、新しい制度への取組のヒントが見つかることもあります。

制度の充実、今後の優秀な人材の確保にもつながります。

そのためには外部への発信も必要であり、今回のような取材を積極的にお受けしています。

さらに働きやすい企業を目指して、「年次有給休暇」を拡充

当社の「年次有給休暇」は法定を上回る制度です。法定では入社時から6か月後に付与される年次有給休暇を、入社時に1日を付与、さらに2か月ごとに1日付与することで、勤続6か月未満でも、次に述べる「みなし付与」までの間に最大3日間の年次有給休暇を付与（通常の年次有給休暇の付与以降は失効）しています。入社直後は生活環境が変わり、体調を崩すことが多いことへの配慮から用意した制度です。「社員とその家族を幸せにする」会社でありたいという当社の理念が反映されています。

年次有給休暇のもう一つの特徴として、「みなし付与」があります。年次有給休暇付与は4月1日を基準日としていますが、4月1日以降9月30日までに入社した社員全員に、10月1日に年次有給休暇10日間（みなし付与までの間に最大3日間付与される年次有給休暇はこの時点で失効）を、6か月勤続したものとみなして付与しています。同様に10月1日以降3月31日までに入社した社員には、4月1日に年次有給休暇10日間を付与しています。途中入社の方が安心して働けるように設けた制度です。また勤続年数14年6か月以上になると24日間、つまり法定より4日多く付与しているのも特別な部分です。

今後、人口減少社会となる日本において、就職希望者にとって魅力的な企業になるには、法定休暇の取得率を高めるとともに、社員に喜ばれる法定外休暇を充実させる必要があります。今後も、社員とその家族を幸せにするために、「誕生日休暇」や「結婚記念日休暇」などの法定外の制度の創設を進めていきます。



家族との大切な時間を過ごし、その後のパワーにもつながった「出産休暇」

東京営業所長 蜂谷政志さん

所長という立場上、特別な休暇制度の内容を知ってはいました。ただ正直に言うと、自分が取得するという意識はあまりありませんでした。二人目の子どもを出産することになった妻が、10日間の入院をすることになり、その間、2歳になる上の子の面倒を見るのは自分しかないという状況で、「出産休暇」の申請をしました。特別休暇枠を2日、それに1か月分の休日を調整して連続8日の休日とし、希望どおり合算で10日間休ませていただきました。長期の休みを取得したおかげで、家族と大

切な時間を過ごすことができ、休み明けのパワーにもつながりました。

私たちの仕事で、特にご葬儀という場面では、チームでの対応が必要なケースが多々あります。チームで動いていることで、自分が休むとお客様や他のメンバーに迷惑がかかるのではと考え、なかなか休暇を取ると言い出せない人もいるかもしれません。今回、所長の私が「出産休暇」を取得したことで、皆が制度を取得しやすくなればよいと思います。



天野さん

蜂谷さん